

平成 27 年 10 月 16 日

各 位

高 木 証 券 株 式 会 社
取 締 役 社 長 吉 原 康 夫

訴訟の判決確定に関するお知らせ

当社が、元顧問に対して提起していた損害賠償請求訴訟について、平成 27 年 9 月 24 日に大阪地方裁判所において判決が言い渡され、確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所および年月日

大阪地方裁判所
平成 27 年 9 月 24 日

2. 訴訟の経緯

平成 24 年 4 月 2 日に金融庁は、内部者取引により当社株式の売買を行った元顧問に対して課徴金納付命令を下しましたが、当社は平成 24 年 5 月 16 日に近畿財務局から、本件内部者取引事案を生じさせたことに関し、法人関係情報に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められるとして行政処分を受けるとともに、同年 9 月に東京証券取引所および大阪証券取引所から併せて 600 万円の過怠金を課せられました。

当社は、元顧問に対して、信用毀損等による損害を被ったとして、損害賠償請求訴訟を提起し争ってまいりましたが、今般、当社請求の一部が認容されました。

3. 判決の内容

判決は、元顧問に対して 770 万円およびこれに対する損害遅延金の支払い等を命じております。

4. 今後の見通し

元顧問は控訴せず、平成 27 年 10 月 14 日に上記判決が確定した結果、当社は判決に基づく上記損害金を同日に受入れましたので、平成 28 年 3 月期第 3 四半期連結決算および個別決算において、営業外収益に計上する予定です。なお、当社の業績は、市場環境等の変動に大きく影響を受けるため、業績予想は開示しておりません。

以 上

(お問合せ先)

役職名 執行役員
財務担当兼人事総務部長
氏 名 小 澤 保 彦
T E L 06 - 6345 - 1225